

全 仙

ZENBUTSU

J A P A N
B U D D H I S T
F E D E R A T I O N

仏暦2563年4月
[2020年]

No.645

特集「環境問題」



就任挨拶 3

大谷 光淳 / 本会第34期会長 / 浄土真宗本願寺派門主

特集 4

「環境問題」

【インタビュー】

「苦・集・滅・道」コンセンツの向こう側

大河内 秀人 / 浄土宗寿光院住職

本会からの報告 8

・第27回理事会報告 / 令和2年新年懇親会報告

・第2回広報委員会開催

・救援基金及び新賛助会員紹介

・無料法律相談 / 税金なんでも相談

法話 ぶっぼうそう

『仏の種の花開くところ』 10

島 玄隆 / 真言宗智山派 廣徳院

宗教法人運営のための法律入門

宗教法人の管理運営 9 11

第三十四期会長就任挨拶

大谷 光淳
浄土真宗本願寺派門主



このたび、全日本仏教会第34期会長に就任いたしました。仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与するという本会の目的のもと、加盟宗派、都道府県仏教会、各仏教団体の皆様、また副会長、評議員、理事をはじめとする当会役員や事務総局の方々のご支援、ご協力を得て、その務めを果たしてまいりたいと思っております。

昨年来、新型コロナウイルスによる感染症が世界各地で発生し、多くの方々々が犠牲となられていますがお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、今なお罹患されている皆さまに心よりお見舞い申しあげます。

さて、今日の世界には武力紛争、経済格差、気候変動、差別を含む人権の抑圧など、解決困難な課題が山積しています。全日本仏教会は、先のWFB世界仏教徒会議日本大会における『2018年東京宣言「慈悲の行動―生死の中に見出す希望―」』に示された、「私たちは国連の持続可能な開発目標（SDGs）の実現を支援します」との宣言を受け、自然災害により困難な生活を送る方々、経済的な困窮により苦しむ方々、また差別を受け悲しみの中にいる方々などを仏教者として支援し、宣言の具現化を進めています。仏法は国や地域、民族、また時代を超えてこの世界の真相、ありのままの真実を伝えてくれる思想です。すべてのものは互いにつながりあい、自分だけで存在しているものは何一つなく、しかも、そこに固定した実体はないという「縁起」の思想こそ仏法の本質であります。

今日ほど、仏智に教え導かれて生きることの大切さが求められている時代はありません。日本の仏教は宗派に分かれてはおりませんが、それぞれがお互いの立場を尊重し、協力し合い、国の内外に仏法の真髄を伝え、「仏陀の和の精神」を広く発信することで、世界のすべての人々が心豊かに生きることのできる社会の実現に使命を果たしてまいりたく存じます。

本年10月には、第45回全日本仏教徒会議島根大会が開催されます。多くの皆様のご参加をお待ち申しあげますとともに、本会の活動に対して、引き続き格別なるお力添えを賜りますようお願い申しあげ、就任のご挨拶といたします。

インタビュー

『苦・集・減・道』コンセンソの向こう側

浄土宗寿光院住職 大河内 秀人

海外ボランティアから始まる、菩薩行の実践

東京都の東端に位置する江戸川区。東京湾へと流れる荒川と江戸川に挟まれ、緑も多く、都内でも自然豊かな環境として知られています。

この江戸川区で地域の環境活動に日々奔走するのは浄土宗寿光院住職の大河内秀人さん。「世界で起こる環境問題の改善を考えるとき、まずは地域の環境の見直し、そして一人ひとりが主となって、問題について考えるのが

大事です」と語ります。寿光院では、『NPO法人足元から地球温暖化を考える市民ネットワークがわ(以下…足温ネット)』、『江戸川子どもおんぶず』、『NPO法人荒川クリーンエイド・フォーラム』など地域の環境や児童支援の活動を支える団体の拠点となっています。大河内さんは、20年近く江戸川区の環境問題について、地域の方たちと協力して研究し、行動してきました。

きっかけとなったのは、国外でのボランティア活動です。日本国際ボランティアセンター(以下…JVC)を通じてカンボジア、ラオスなどに赴き、

ボランティア活動を続けてきました。「いろいろな人たちの苦しみ共感や寄り添うことは大切であるが、その人を助けるために支援するのではなく、その間になぜ苦しんでいるのかということをしつかりと見極め、お釈迦様が説いた四諦八正道の『苦・集・減・道』にある『集』の部分を取り除かなければならない。それを見極めるには、実はたくさんあるかもしれないが、実際にいろいろな角度や視点からメカニズムを客観的に見ることが大切」と菩薩行の実践と救援活動を照らし合わせて当時を振り返ります。そういった海外でのボランティア活動を経て、大河内さんは地域の環境活動の見直しを図



NPO法人の事務所

り、足温ネットを通じて、地球規模の環境問題を地域で考え、行動を起こしました。「地域がどう自立していくかが重要になります。本当の意味での自立は、責任をもって自分たちの資源、資産を扱うことがいざ世界の人たちの環境にも影響します」

フロンガスの回収

足温ネットの最初の活動はフロンガスの回収事業でした。地球温暖化の原因は二酸化炭素濃度の上昇が原因であると言われていました。しかし、フロンガスはその二酸化炭素の数千倍の温暖化効果を持ち、その構成元素に塩素を含むものはオゾン層を破壊することでも知られていました。「1997年当時、カーエアコン冷媒であるフロンガスが年間約30トンも自動車解体作業時に大気中へ放出されるものと知られていました。海外では Montreal Protocol 定書によって生産が中止になり、欧米では排出規制ができました。つまりフロンガスをむやみに大気中に放出した場合は重い罰則を科す法律ができたが、日本ではフロンガスの放出を規制する

法律がなく、業界の自主回収に任されている現状でした。そういった二酸化炭素や温暖化効果ガスが増えていっているといったところから、どう地域が関与しているのかを、足温ネットの仲間たちと研究してきました」

江戸川区の自動車解体工場は、当時都内の6割を占めていました。「江戸川区民としては、自分たちの目の前から二酸化炭素の数千倍の温室効果をもつフロンガスがむやみに出されることに対してこれは何とかしないといけない」と思い始めました。解体時に放出されるフロンを回収することは、地球温暖化を食い止める手段でした」と当時を振り返ります。

足温ネットとして、解体業者と江戸川区公害対策課との三者で解決策を探り、解体業者へフロン回収機の設置を働きかけました。区が10台の回収機を解体業者に貸与し、業者は無償で回収に協力しました。回収したフロンガスは千葉県廃棄物処理会社で蛍石に再利用するシステムとして整い、回収機のリース料と運搬、破壊費用は区が負担し、年間約5トンのフロンガスが回収されました。

寿光院に太陽光発電パネルの設置

足温ネットの事業として、もう一つの柱として掲げているのは電力の省エネ化です。「地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出を抑えるには、消費電力を減らすこと」と話しています。温室効果ガスの90%を超える二酸化炭素の大きな排出源は、大型の火力発電所です。また原子力発電所は二酸化炭素を出さないとされているものの、原子炉を冷やすために大量の水が使われます。その冷却に使われて温められた水は海に流されるので、結果的に海水の温度を上昇させています。

「家庭で電気を使っているだけでは



寿光院

分かりませんが、電気を生み出すための温暖化効果がばかになりません。例えば部屋を暖めたい時には、電気を使いたいわけではなく、部屋が暖まればいいので、最初からガスで暖めた方が、環境には優しいのです」

そういった現状を変えるため、二酸化炭素を出さないエネルギーを作る計画をし、1999年に太陽光発電の事業に取り組みます。寿光院の屋根には太陽光発電パネルが設置され、計画から資金調達、設置、運営まで市民が関わった「市民立発電所」として今も稼働を続けています。年間約6000kWhを発電し、余った電力は東京電力へ売電をしています。



第2発電所(高齢者施設)



第2発電所(現在の発電電力)



第3発電所(駐車場)

太陽光発電の取り組みについて、「自然エネルギーを普及させるばかりでなく、電力需要のピークを抑制することによって、余分な発電所を造らなくてもいいようになるためです」と話します。現在、太陽光発電所は、寿光院を第1発電所、区内の高齢者施設を第2発電所、寿光院所有の駐車場を第3発電所と増設されています。

省エネ家電買替サポート事業の開始

「電力の需要を抑えるためには、一般家庭のどこで電気を消費しているのかを調べ、改善していかなければなりません」と振り返ります。2000年代初頭の一般家庭におけ

力会社に頼ることなく生活ができました。そういった発想から事業として2015年に始まったのが、オフグリッドハウス「松江の家」です。オフグリッドとは、電力会社の送電網につなげず、電気を自給自足するという意味です。松江の家には、太陽光発電パネルが設置され、中古のゴルフカートのバッテリーに蓄電され、自立が成り立っています。「人が住んでいるわけではないですが、照明やPCプロジェクトによる発表などの活動にはまったく支障はありません」と話します。使用用途は、国連子どもの権利条約の理



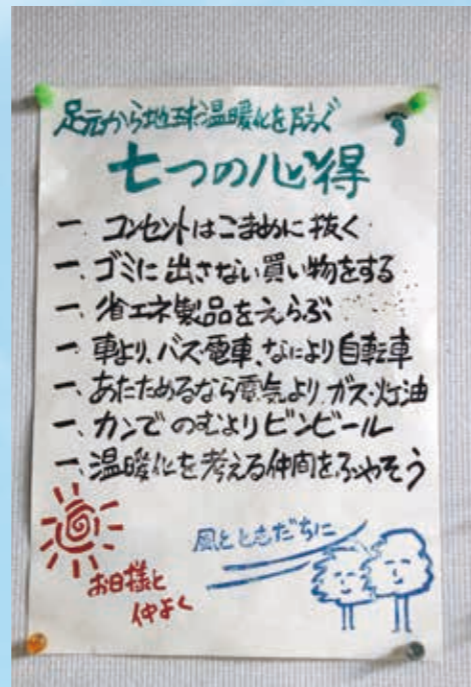
オフグリッドハウス「松江の家」のソーラーパネル

念実現を目指す NPOの活動拠点として運営がされ、居場所づくりの場として地域の子どもたちに提供されています。「現在、一般的に使用されている電卓は太陽光発電の電気によって動いています。家も消費電力を減らし、太陽光発電によって自給が可能であれば、電力会社に頼らずとも、電卓のように独立したものとすることも可能です」と期待を寄せます。

念実現を目指す NPOの活動拠点として運営がされ、居場所づくりの場として地域の子どもたちに提供されています。「現在、一般的に使用されている電卓は太陽光発電の電気によって動いています。家も消費電力を減らし、太陽光発電によって自給が可能であれば、電力会社に頼らずとも、電卓のように独立したものとすることも可能です」と期待を寄せます。

明日からでもすぐにできる環境活動

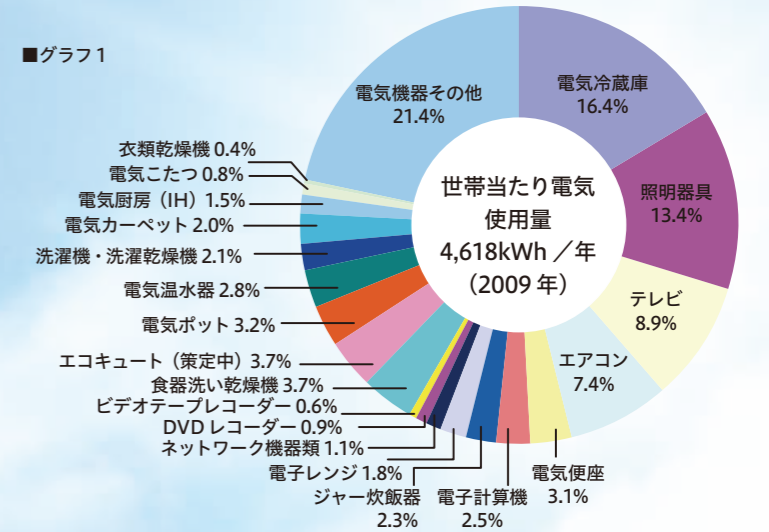
「日本ではまだまだ石炭火力発電を進めています。以前よりは二酸化炭素の排出は抑えられていますが、それでも多くの二酸化炭素を出すことは、データでも明らかになっています。また、自然エネルギーとは比べものにならないほど環境負荷が高いです」と警



足温ネット7つの心得

鐘を鳴らします。

「一番に取り組んでほしいのは、自分で電力会社を選んでもらうことです。自分たちが使用している電力の発電方法を知り、コンセントの向こう側に想像力を働かせていただくことが大切です」と自然エネルギーの電力供給を呼びかけます。



出典：資源エネルギー庁「平成21年度民生部門エネルギー消費実態調査」

	買い替え前	買い替え後
消費電力量	1,407kWh /年	692kWh /年
省エネ電力量	715kWh /年	
節約料金	約 16,000円 /年	
5年間で	80,000円	

足温ネット web サイトより引用

る電力消費内訳はエアコン、冷蔵庫、照明、テレビ、ビデオなどで半分程度が消費されていることが分かっていきます。*グラフ1 また各メーカーが販売している家電の省エネ率を年ごとの推移で見ると、95年を100とすると、約半分以下の数値で省エネ化されています。また冷蔵庫においては80%以上の電力が抑えられています。「旧式の冷蔵庫を使用している人は、新型の省エネ冷蔵庫に買い替えれば、それだけで

省エネ効果、二酸化炭素排出の抑制になるだろうと考えました」しかし冷蔵庫の買い替えには少なくとも10万円程度の費用が掛かります。そこで足温ネットに取り組みましたが、省エネ家電買替サポート事業です。「NPO法人未来バンクで冷蔵庫の買替融資事業を行っていたので、現在使用中の冷蔵庫と買い替え予定の冷蔵庫のカタログ値を申請し、向こう5年分のデータと比較し、その差額分の電気

料金を無利子で融資しました」結果、省エネ型に買替えることによって、冷蔵庫の電力消費量は半分になります。10万円程度の費用であれば、5年間でほぼ節約料金でまかなえることがわかります。*表1

オフグリッドハウスで自立へ

一般家庭で省エネ化を促進すれば、電力会社の契約アンペア数を減らし、電気の基本料金を安くすることができます。そこに太陽光発電所で生まれた電気でまかなえることができれば、電



オフグリッドハウス「松江の家」内部



オフグリッドハウスの蓄電器



オフグリッドハウス「松江の家」

【プロフィール】

大河内 秀人 (おおこうち ひでひと)

浄土宗 寿光院、見樹院住職。NPO法人 足元から地球温暖化を考える市民ネットエドがわ理事。江戸川子どもおんぶず代表。NPO法人 パレスチナ子どものキャンペーン理事。一般財団法人 ありがとうインターナショナル理事。NPO法人 国際子ども権利センター監事。原子力行政を問い直す宗教者の会 世話人・事務局。



第二十七回理事会開催
次年度事業計画及び
予算承認

一月三十日に開催された、第二十七回理事会の議案第一号及び第二号において、次年度事業計画・予算が全会一致で承認された。議案第三号では、次年度資金調達及び設備投資の見込みについて上程し、全会一致で承認された。議案第四号では、特定資産計上について上程し、全会一致で承認された。報告事項では各種審議会答申、山梨県仏教会からの依頼について報告した。

【第二十七回理事会概要】

- 日時 令和二年一月三十日(木)午後 時
場所 明照会館四階第一会議室
出席理事 十七名(二十名中)
出席監事 二名(二名中)
議長 釜田隆文第三十三期理事長
○議案(全議案全会一致で承認)
第一号 二〇二〇(令和二)年度事業計画(案)について承認を求める件
第二号 二〇二〇(令和二)年度収支予算案について承認を求める件
第三号 二〇二〇(令和二)年度資金調達及び設備投資の見込みについて承認を求める件
第四号 特定資産計上について承認を求める件
○報告事項
第一号 各種審議会答申報告
第二号 山梨県仏教会からの依頼に関する報告

第三号 各部報告

〔総務部〕
宗派代議員会議・都道府県仏教会・仏教団体代議員会議第八回合同会議、(公財)日本宗教連盟主催「第五回宗教法人の公益性に関するセミナー」、財団創立六〇周年記念事業第四回実行委員会の開催概要について

〔財務部〕

財務改善・休会等の加盟団体への対応、関係強化、義援金・助成金、新規で加入した賛助会員及び、現在の会員数、大蔵経運営事業支援における寄附金額・公開講座の開催概要について

〔社会人権部〕

加盟団体顧問弁護士連絡会、仏教懇話会、社会・人権審議会、宗教教育推進委員会、人権問題連絡協議会、第四十五回全日本仏教徒会議島根大会の開催概要について

〔広報文化部〕

機関誌「至仏」の発行、webサイトの運営、マスコミとの情報交換、花まつりデザイン公募の実施、仏教に関する実態把握調査、広報委員会、記念誌編集部について

〔国際部〕

All Ceylon Buddhist Congress (ACBC) 創立百周年記念式典への出向、今後の予定として第二回WFB世界仏教徒連盟日本センター運営委員会開催、WFB世界仏教徒連盟創立七十周年記念行事出向、第九十五回WFB執行役員会議出向について

「救済基金」寄附者一覧

二〇一九(令和元)年十二月一日～
二〇二〇(令和二)年二月二十九日

(時系列順・敬称略)

- △指定なし▽
大阪府佛教会
高橋裕
海眼寺 芝原三裕
一般財団法人埼玉県佛教会
本門佛立宗務本庁
時宗宗務所
真言宗御室派
公益財団法人仏教伝道協会
真言宗豊山派福祉基金
日野町仏教会
西山浄土宗
真言宗大覚寺派 大本山 大覚寺
東京都仏教連合会
宮崎市仏教会
金剛院
添下組若院会
愛知県仏教会
森由美子
築地本願寺
中原区仏教会
益田市仏教会
グレートインフォメーション株式会社
齊藤清美
念法真教
匿名希望 八件

総計 二,六八九,二六六円

ご支援、誠にありがとうございました。



委員会の様子



理事会の様子

令和二年新年懇親会開催

一月三十日、東京プリンスホテルにおいて、標記懇親会が開催され、加盟団体ほか各界から約五百八十名の方々が参加された。この度の懇親会では第三十四期にご就任いただく会長副会長にもご臨席いただき、参加者に対して新会長及び新副会長の「お披露目」をさせていただいた。最初に第三十三期江川辰三会長、第三十四期大谷光淳会長の順に挨拶。来賓から岡田光央日本宗教連盟理事長が挨拶された。続いて、釜田隆文理事長から林尚文愛媛県仏教会事務局長へ、平成三十年七月豪雨に対する救済基金が手交された。その後、島根県仏教会から清水谷善非第三十四期副会長、伊東充伸実行委員長、吉田明弘師、茶田有勝師、池上幸秀師、門脇直哉師、大坂恵司師、原知昭師が二〇二〇年十月開催の第四十五回全日本仏教徒会議島根大会の、開催案内の挨拶をされ、藤田隆副会長の乾杯の発声で開宴した。また、仏教懇話会所属国会議

「賛助会員」新規入会者一覧

二〇一九(令和元)年十一月一日～
二〇二〇(令和二)年二月二十九日

(時系列順・敬称略)

- △個人会員▽
其田寿一(東京都)
高田都耶子(華聖)(東京都)
△営利会員▽
株式会社おぎぞ
TERA Energy 株式会社
△非営利会員▽
一般社団法人 Project Gamon
ご入会、誠にありがとうございました。

賛助会員募集

本会では賛助会員を募集しております。全国のご寺院をはじめ、企業や団体、個人としてご入会いただけます。入会等の詳細は本会Webサイトをご覧ください。

http://www.jbfn.jp/about/index/about_member.html



新年懇親会の様子

第二回広報委員会開催

二月五日、京都・龍谷ミュージアムにおいて第二回広報委員会を開催した。午後一時三十分から同館顧問の木田知生氏の案内で展示会場を見学。午後二時から委員会を開催した。開催に際し、会場顧問の木田氏より挨拶が述べられた。

第二回は「危機管理と広報」のテーマに沿って、講師の(株)アフセスイスト代表取締役山口明雄氏が「危機管理広報の導入と事故・不祥事の危機発生時、マスコミ対応に備える」と題して講演した。山口氏は、東京外国語大学卒

寺院向け お電話1本でカンタン申込み。相談無料。

無料法律相談室

主に第二・第四木曜日 要事前予約

法律? トラブル? 墓地?

本会顧問弁護士が、寺院向け無料相談を開催しております。

寺院向け お電話1本でカンタン申込み。相談無料。

税金なんでも相談

電話 or 対面 どちらでも相談できます

寺院運営をする上で起こる様々な税金の悩みに、エキスパートたちが1ストップでお応えいたします!

お問い合わせは本会まで<03-3437-9275>

宗教法人運営のための 法律入門

宗教法人の管理運営 9



代表役員代務者・責任役員代務者

<代務者とは>

代務者とは代表役員や責任役員が、何らかの事情や理由があって欠員となったり長期間職務を行うことができない場合に置かれる職務代行者のことをいいます。代務者も宗教法人法に定められた法人の機関の1つです。代務者は、代表役員のところで述べた代理人とはちがいます。

宗教法人法第20条は、代務者を置く場合を2つ定めています。1つは代表役員または責任役員が死亡その他の事情や理由で欠けた場合に、すぐには後任の人を選ぶことができないときです(宗教法人法第20条1項)。

2つ目は代表役員または責任役員が、病気その他の事情や理由で、3カ月以上その職務を行うことができないときです(宗教法人法第20条1項2号)。

<代務者をおく理由>

代務者は代表役員と責任役員について置かれますが、その理由はこうです。代表役員と責任役員は、宗教法人の管理運営にどちらも欠かせない、いわば車の両輪のような大事な機関です。でも一時的ならばこれを欠いても宗教法人の存在に影響はありません。しかし、このことによって宗教法人の活動が停滞し、法人自身や第三者に損害を及ぼすなど悪い影響を与えるようなことがあっては困ります。これを未然に防ぐために置かれる機関が、代表役員代務者や責任役員代務者です。

<代務者の資格>

代務者の資格は規則で定めます。通常、代表役員代務者は、宗教上の地位または宗教法人における一定の地位にあることが必要とされています。寺院では、代表役員代務者に住職代務者に充てる場合が多くみられます。責任役員代務者は、責任役員となる資格を備えている人のなかから選任するとされている場合が多くあります。

欠格事由については、責任役員や代表役員の場合とまったく同じです(宗教法人法第22条)。

作成・監修 弁護士 長谷川正浩

『仏の種の花開くところ』

まず、私が大切にしていることは「私たちは皆、仏性という仏さまの種を持っている。しかし、そのことに気づき、育てていかなければ芽は出ない」ということです。弘法大師さまのお言葉をお借りすれば、「宝珠ははじめから宝珠としてあるのではなく、一生懸命磨くからこそ光り輝く」となるでしょうか。

そもそも私は、お釈迦さまに直接法を説いていただいたことも、弘法大師さまのように蛍雪の功を積んだわけでもなく僧籍に身を置いています。そんな私を「和尚さま」と敬称をつけて呼んでくださる方や、「厳しい修行だったのでしょ」と声をかけてくださる方がいらっしゃいます。確かに総本山での修行は早寝早起き、定められた行と座学、合間に作務を務める辛い毎日でした。なぜなら、世の中には一生懸命働き、家族を養い、日々神仏に手を合わせている人が大勢いるのに、私といえば、現代版職業出家者とはいえ、拝むための修行なのか、飯を食べるための修行なのか、修行の目的が分からなくなってしまったからです。

また、「和尚さま」と呼ばれるにふさわしく何か道を示しているかということ、先師の言葉を引いてはそれっぽくお話しするばかり。申し訳ないと思いつつも、僧籍を辞す勇気もなく過ごしています。それでも、そういった方とお話した後は「これではいけない」と反省し、その方に心の中でそと手を合わせます。そして何日か、はたまた何時間かは僧侶らしく過ごすのです。つまり、私が僧侶らしく振る舞えるのは皆さんのおかげなのです。ご本尊さまが皆さんの姿、言葉、心持ちをとおして私に気づきを与え、仏性を磨く機会をくださっていると感ずるのです。このような出会いは、私だけの特別な体験ではないはずです。

もし、俯いて反省するたびに地中に隠れた仏さまの種に感謝という栄養を注いでいったならば、いつかその種は見上げるほどの大樹となって美しい花を咲かせることでしょう。なぜなら、その芽は大いなる光に向かって真っすぐ伸びていくのですから。皆さんの毎日がそのような出会いと感謝で満たされたものとなることをお祈りします。

プロフィール 島 玄隆(しま げんりゅう) 真言宗智山派 廣徳院



法話

ぶつぽうそう

9

「ぶつぽうそう(仏法僧)」では専門家や大人だけではなく、子どもでも分かりやすい言葉や内容を心がけて、日々の生活に役立ち活かしていける法話を紹介いたします。

第4回花まつりデザイン募集

募集要項



第1回ポスター大賞作品



第2回ポスター大賞作品



第3回ポスター大賞作品

応募締切

2020年

9月30日(水)
まで

※当日消印有効

応募資格

プロ・アマチュア問わず、すべての方に応募いただけます。
(ただし、作品採用の場合、修正や転用に応じられること)

応募条件

未発表のオリジナル作品で、仏教行事である「花まつり」を題材として自由に作品を描いてください。なお、作品に文字は入れないでください。
(例:お釈迦さまに甘茶をかける場面、ご誕生をお祝いする場面、寺院の行事やイベントの場面など)

作品規定

素材・画材・技法は自由(デジタル作品も可)、立体物は不可
応募する作品は、下記のサイズを参考に制作してください。(複数応募可)

●募集作品サイズ●

用紙:A3サイズ以上(297mm×420mm以上)
デジタル:300dpi以上(15MB以上、5000×7000ピクセル以上)

審査方法

10月に審査会を開催し、大賞作品には主催者より連絡します。
審査に関する電話やメールでの問い合わせはご遠慮ください。

応募方法

本会webサイトより応募用紙をダウンロードし必要事項を明記の上、1作品につき1部同封してください。作品は折り曲げずに(筒状は可)郵送してください。
(デジタル作品もカラー出力後、郵送にて受付となります。)

作品送付先・お問い合わせ

公益財団法人 全日本仏教会 広報文化部

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2階
TEL:03-3437-9275 FAX:03-3437-3260

全日本仏教会

検索

<http://www.jbf.ne.jp>

発行人 戸松義晴

発行所 公益財団法人 全日本仏教会

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2階

TEL:03-3437-9275 FAX:03-3437-3260

e-mail:info@jbf.ne.jp



公益財団法人
全日本仏教会
WFB(世界仏教徒連盟)日本センター

